

議員提出議案第1号

ロシア連邦によるウクライナへの侵攻に抗議し、日本政府へ厳格かつ迅速な対応を求める意見書の提出について

地方自治法第99条及び狭山市議会会議規則第14条の規定により、標記のことについて別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年3月16日

狭山市議会議長 太田博希様

提出者	狭山市議会議員	三浦和也
賛成者	同	高橋ブラクソン久美子
	同	猪股嘉直
	同	千葉良秋
	同	金子広和
	同	綿貫伸子
	同	内藤光雄

提案理由

ロシア連邦によるウクライナへの侵攻に抗議し、日本政府に厳格かつ迅速な対応を求めるため、この案を提出するものである。

別紙

ロシア連邦によるウクライナへの侵攻に抗議し、日本政府へ厳格かつ迅速な対応を求める意見書

令和4年2月24日、ロシア連邦はウクライナへ軍事侵攻を開始した。

このことは、国際社会の平和と秩序を著しく脅かすものであり、断じて容認できない。

よって、狭山市議会は、今回のウクライナへの侵攻について、ロシア連邦に対し、強く抗議する。

については、日本政府へ下記のとおり厳格かつ迅速な対応を求める。

記

- 1 ロシア連邦に対し、国際社会と連携した制裁措置を含め、これまで以上に厳格かつ毅然とした対応をとること
- 2 ウクライナ在留邦人の保護など、国民の生命と財産の安全を確保すること
- 3 社会経済への影響を最小限にとどめること
- 4 食料および医療等人道支援を迅速かつ積極的に実施すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月 日

埼玉県狭山市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣